

<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1日川崎市規則第128号〕</p>
<p>第8章 土壌、地下水及び地盤環境の保全 第1節 土壌及び地下水汚染の防止 (地下水汚染に係る調査への協力)</p> <p>第78条 市長は、特定有害物質その他規則で定める物質（以下「特定有害物質等」という。）による地下水の水質の汚濁（以下「地下水汚染」という。）があると認める場合は、その原因を調査するため、必要な限度において、他人の所有し、又は管理する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し、協力を求めることができる。</p> <p>(地下水の水質状況の把握)</p> <p>第79条 特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する事業者（以下「特定有害物質等製造等事業者」という。）又は過去においてこれらの行為を行った事業者（現に当該事業所において事業を行っている者に限る。）のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該事業所の敷地内の地下水の水質の状況の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定有害物質等に係る調査等)</p> <p>第80条 特定有害物質等製造等事業者又は過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者（第87条第2項の規定により記録の引継ぎを行った者を除く。）は、資料等により当該特定有害物質等の取扱状況、土地利用の履歴その他の規則で定める事項の調査（以下「資料等調査」という。）を実施し、その記録を保管しておかなければならない。</p>	<p>第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全 第1節 土壌及び地下水汚染の防止</p> <p>(地下水の水質状況の把握)</p> <p>第67条 条例第79条に規定する規則で定める者は、次に掲げる事業所（臨時的又は仮設的な事業所を除く。以下この条において同じ。）を設置する者とする。</p> <p>(1) 県道東京大師横浜線以西の区域の事業所（日本標準産業分類に定める製造業を営む者のうち、資本金の額又は出資の総額が100,000,000円以上の法人が設置する事業所であつて、常時使用する従業員の数が300人以上の事業所に限る。）</p> <p>(2) 事業所の敷地内における地下水の汚染に起因して排水又は公共用水域の水質への汚染のおそれが認められる事業所</p> <p>2 条例第79条に規定する規則で定める地下水の水質の状況の把握は、不圧地下水の飽和帯水層の水質の状況を適切に把握できる既設の井戸を利用して、又は観測の用に供する井戸を設置して、地下水位の季節による変動を考慮の上、行うものとする。</p> <p>(資料等調査に係る事項)</p> <p>第68条 条例第80条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 事業所の概要</p> <p>(2) 特定有害物質等を含む原材料、使用薬品等の種類、使用目的、使用期間、使用量、使用場所、保管期間、保管場所、保管方法、保管量等並びにそれらの使用及び保管に係る作業内容及び作業工程</p> <p>(3) 施設の破損その他の事故による特定有害物質等の漏出の有無、場所等</p> <p>(4) 特定有害物質等を含む排水、排出ガス及び廃棄物の発生、排出等の状況及びそれらの処理施設等の概要、場所等</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1 日川崎市規則第128号〕
<p>(土壌調査の実施等)</p> <p>第81条 特定有害物質等製造等事業者若しくは過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者（以下この節において単に「事業者」という。）又は事業者が現に事業活動の用に供している土地若しくは過去において同種の用に供していた土地の所有者（土地の管理者を含む。以下「土地所有者」という。）は、土壌（市内における土地の土壌で、土壌汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の特定有害物質等の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌（建設工事等により搬出される土壌を除く。）を除く。以下同じ。）の汚染のおそれのある敷地として規則で定めるものについて、事業所の廃止、跡地の再開発等規則で定める土地の改変等の機会（以下「土地改変等の機会」という。）に、資料等調査を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。</p> <p>2 事業者又は土地所有者は、土地改変等の機会において資料等調査の結果により、明らかに土壌の汚染のおそれがないと認められる場合を除き、特定有害物質等による土壌の汚染状況を把握するため、表層土壌調査その他の規則で定める調査（以下「土壌調査等」という。）を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。</p>	<p>(5) 特定有害物質等を含む廃棄物の敷地内における埋立ての有無、量及び場所</p> <p>(6) 施設の除却時において特定有害物質等が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所</p> <p>(7) 事業所の敷地内における土地利用の履歴、過去の事業活動、土地の造成方法等</p> <p>(8) 地形、地質、排水の排出の状況等</p> <p>(9) 既設の井戸等による地下水調査</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(土壌調査等の対象地)</p> <p>第69条 条例第81条第1項に規定する規則で定める敷地は、過去の土地の利用状況等からみて、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の敷地又はその跡地とする。</p> <p>2 条例第81条第1項に規定する規則で定める土地改変等の機会は、次の各号のいずれかの機会とする。</p> <p>(1) 事業所の移転若しくは廃止、事業所の敷地若しくはその跡地の再開発等又は土地所有者の変更（相続、合併又は分割により土地所有者の地位を承継する場合を除く。）を行う機会</p> <p>(2) 事業所の敷地内の建設工事等により当該事業所の敷地外に土壌を搬出する機会</p> <p>3 条例第81条第1項に規定する書面は、資料等調査結果報告書（第27号様式）とする。</p> <p>(土壌調査の実施等)</p> <p>第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に規定する機会にあつては、次に掲げる詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を実施すること。</p> <p>ア 表層土壌調査</p> <p>(ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第29号に掲げる物質（以下「重金属等」という。）については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壌の汚染のおそれが明らかでない場合を除く。</p> <p>(イ) 第43条第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げる物質（以下「揮発性有機化合物」という。）については、土壌ガス調査を実施し、揮発性有機化合物による土壌の汚染のおそ</p>

<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1 日川崎市規則第128号〕</p>
<p>(土壌調査等の結果に係る公表) 第81条の2 市長は、前条第2項の書面の提出があった場合において、次条第1項本文に規定する場合に該当すると認めるときは、土壌調査等の結果に関する事項について公表するものとする。</p>	<p>れの有無を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発性有機化合物による土壌の汚染のおそれが明らかでないとは認められる場合を除く。</p> <p>イ ボーリング調査 表層土壌調査の結果、特定有害物質等による土壌の汚染若しくはそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下層の土壌に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認められたときは、ボーリング調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により下層の土壌の特定有害物質等による汚染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。</p> <p>ウ 地下水調査 資料等調査、表層土壌調査及びボーリング調査の結果、特定有害物質等による土壌の汚染が地下水の水面の変動の範囲にあると認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたとき、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認められたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。</p> <p>(2) 前条第2項第2号に規定する機会にあつては、表層土壌調査又はボーリング調査によるほか、搬出する土壌について第71条に規定する土壌汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認する調査（以下これらを「搬出土壌調査」という。）を実施すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。</p> <p>(4) 前3号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施すること。</p> <p>2 条例第81条第2項に規定する書面は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる調査の結果にあつては、土壌調査等（詳細調査）結果報告書（第28号様式）とする。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる調査の結果にあつては、土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書（第29号様式）とする。</p> <p>(土壌調査等の結果に係る公表) 第70条の2 条例第81条の2の規定により公表する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる調査の結果により、次条に規定する土壌汚染に関する基</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1日川崎市規則第128号〕
<p>(汚染土壌等の処理対策等の実施等)</p> <p>第82条 事業者又は土地所有者は、土壌調査等の結果により、規則で定める土壌汚染に関する基準に適合しない土壌の存在が明らかになった場合は、速やかに当該基準を達成するため、規則で定める汚染土壌等の処理対策を実施するものとする。ただし、当該基準を達成するための処理対策を早期に実施することができない場合は、特定有害物質等による土壌の汚染の拡散の防止その他の規則で定める管理を実施するものとする。</p> <p>2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する処理対策を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の処理の計画について書面により市長に提出するものとする。</p> <p>3 事業者又は土地所有者は、第1項ただし書に規定する管理を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の管理の計画について書面により市長に提出するものとする。</p> <p>4 事業者又は土地所有者は、第1項に規定する処理対策を終了した場合は、速やかにその実施内容を書面により市長に提出するものとする。</p> <p>(土壌汚染状況調査の対象物質の適用除外)</p> <p>第82条の2 第81条から前条までの規定は、土地改変等の機会において土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査(同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた調査を含む。)を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。</p>	<p>準に適合しない土壌の存在が明らかになった年月日</p> <p>(2) 前号の調査の対象地の所在地</p> <p>(3) 第1号の調査の対象地の概況</p> <p>(4) 土壌の汚染状態</p> <p>(5) 第1号の調査の請負人又は請負契約によらないで自ら当該調査を行った者の氏名又は名称</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第81条の2の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p>(土壌汚染に関する基準)</p> <p>第71条 条例第82条第1項の土壌汚染に関する基準は、別表第15のとおりとする。</p> <p>(汚染土壌等の処理対策及び管理)</p> <p>第72条 条例第82条第1項に規定する規則で定める汚染土壌等の処理対策は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 重金属等については、その分離、その化合物の分解等により汚染土壌若しくは地下水から重金属等を除去する対策、周辺環境から重金属等を隔離する封じ込め対策又は前条に規定する土壌汚染に関する基準に適合する土壌等により重金属等を覆う対策を実施すること。</p> <p>(2) 揮発性有機化合物については、分離、分解等により汚染土壌若しくは地下水から揮発性有機化合物を除去する対策又は周辺環境から揮発性有機化合物を隔離する封じ込め対策を実施すること。</p> <p>(3) 前2号に規定する処理対策の実施に当たっては、あらかじめ、当該処理対策の方法等について周辺住民への周知に努めるとともに、汚染土壌又は地下水の飛散及び流出を防止する対策を講ずること。</p> <p>2 条例第82条第1項ただし書に規定する管理は、汚染土壌又は地下水の人による摂取を防止するために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理とする。</p> <p>3 第1項に規定する処理対策及び前項に規定する管理は、市長が別に定める方法により実施するものとする。</p> <p>4 条例第82条第2項に規定する書面は、汚染土壌等処理対策実施計画書(第30号様式)とする。</p> <p>5 条例第82条第3項に規定する書面は、汚染土壌等管</p>

<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1日川崎市規則第128号〕</p>
<p>(土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における汚染土壤等の管理)</p> <p>第82条の3 事業者又は土地所有者は、土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における同法第2条第1項の特定有害物質による汚染土壤等について、土壤の汚染の拡散の防止その他の規則で定める管理を実施するものとする。</p> <p>2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する管理を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壤等の管理の計画について書面により市長に提出するものとする。 (調査、処理対策等に係る指導等)</p> <p>第83条 市長は、事業者又は土地所有者に対し、資料等調査、土壤調査等、第82条第1項に規定する処理対策並びに同項ただし書及び前条第1項に規定する管理について、必要な指導及び助言を行うものとする。 (汚染原因者への勧告)</p> <p>第84条 市長は、土壤の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染又はそのおそれがあると認められる場合は、特定有害物質等に該当する物質を含む水その他の液体の地下への浸透等汚染原因が発生した事業所を設置する者又は当該事業所を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この節においてこれらの者を「汚染原因者」という。)に対し、資料等調査又は土壤調査等を実施し、その結果を書面により報告するよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、土壤の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると明らかに認められる場合又は土壤の汚染の程度が著しい場合は、汚染原因者に対し、速やかに第82条第1項に規定する処理対策を実施し、その実施内容を書面により報告するよう勧告することができる。</p> <p>3 市長は、第82条第1項に規定する処理対策を実施した汚染原因者に対し、当該処理対策を実施した後においても、地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると認められる場合は、規則で定めるところにより、当該処理対策の効果を確認し、その結果を書面により報告するよう勧告することができる。 (汚染原因者への命令)</p> <p>第85条 市長は、土壤汚染による地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染により、現に人の健康に係る被害</p>	<p>理実施計画書(第30号様式の2)とする。</p> <p>6 条例第82条第4項に規定する書面は、汚染土壤等処理対策実施報告書(第31号様式)とする。</p> <p>(土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における汚染土壤等の管理)</p> <p>第72条の2 条例第82条の3第1項に規定する規則で定める管理は、汚染土壤又は地下水の人による摂取を防止するために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理とする。</p> <p>2 前項に規定する管理は、市長が別に定める方法により実施するものとする。</p> <p>3 条例第82条の3第2項に規定する書面は、汚染土壤等管理実施計画書とする。</p> <p>(効果の確認)</p> <p>第73条 条例第84条第3項及び条例第86条第3項に規定する規則で定める処理対策の効果の確認は、処理対策を実施した敷地及びその周辺環境における汚染の状況に応じ、事業所の敷地内及びその周辺の土壤、公共用水域における水質、大気等を調査し、特定有害物質等による汚染の状況を確認することにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施するものとする。</p> <p>(汚染原因者への命令)</p> <p>第74条 条例第85条第1項の規定による命令は、汚染原因者及び地下水の水質の汚濁の原因となる特定</p>

<p style="text-align: center;">川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕</p>	<p style="text-align: center;">川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1日川崎市規則第128号〕</p>
<p>が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、汚染原因者に対し、期限を定めて汚染土壌の処理又は地下水の浄化のための措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた汚染原因者が土壌又は地下水の汚染原因の発生した事業所の土地所有者と異なる場合においては、当該土地所有者は、同項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。</p> <p>(土地所有者等への要請)</p> <p>第86条 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染又はそのおそれがあると認められる場合は、事業者（汚染原因者を除く。以下この条において同じ。）又は土地所有者に対し、資料等調査又は土壌調査等を実施し、その結果を書面により報告するよう要請することができる。</p> <p>2 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると明らかに認められる場合又は土壌の汚染の程度が著しい場合は、事業者又は土地所有者に対し、速やかに第82条第1項に規定する処理対策を実施し、その実施内容を書面により報告するよう要請することができる。</p> <p>3 市長は、第82条第1項に規定する処理対策を実施した事業者又は土地所有者に対し、当該処理対策を実施した後においても、地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると認められる場合は、規則で定めるところにより、当該処理対策の効果を確認し、その結果を書面により報告するよう要請することができる。</p> <p>(記録の保管及び引継ぎ)</p> <p>第87条 この節の規定に基づき調査、処理対策又は管理を実施した者(以下「調査等実施者」という。)は、当該調査、処理対策又は管理に関する記録を作成し、保管しておくなければならない。</p> <p>2 調査等実施者は、事業者又は土地所有者に変更があった場合には、前項の記録を確実に引き継がなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、土壌汚染対策法の規定（同法第5条第2項の規定を除く。）に基づく調査又は措置に係る記録を保管している者について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p>	<p>有害物質等を含む水その他の液体の地下への浸透があったことにより、地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。</p> <p>2 条例第 85 条第 1 項に規定する規則で定める必要な限度は、地下水に含まれる特定有害物質等の量について、別表第 16 の左欄に掲げる特定有害物質等の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる特定有害物質等の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を 2 以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるように、それらの者に係る地下水の水質の汚濁の原因であると認められた土地における特定有害物質等を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質等の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。</p> <p>(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第 2 号から第 4 号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>(2) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道のための原水として取水施設により取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口</p> <p>(3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項の規定による川崎市地域防災計画に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>(4) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「環境庁告示第 59 号」という。）に定める基準（特定有害物質等に該当する物質に係るものに限る。）及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染</p>

<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 〔平成11年12月24日川崎市条例第50号〕</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 〔平成12年12月 1日川崎市規則第128号〕</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成23年10月 1日から施行する。ただし、第81条の改正規定及び第82条の次に 2条を加える改正規定（第82条の 2に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この条例の施行の際現に土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定により指定されている区域の土地については、新条例第82条の 3の規定は、適用しない。</p>	<p>を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号。以下「環境庁告示第 68 号」という。）に定める水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>3 第 1 項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準（同項の命令を 2 以上の汚染原因者に対して行う場合にあっては、削減目標）、その他必要な事項を記載した文書により、汚染原因者に対して行うものとする。</p> <p>4 第 2 項に規定する浄化基準及び削減目標に係る測定は、別表第 16 の表の備考に定める方法によるものとする。</p>